



岐阜労働局発表  
平成30年6月22日(金)

報道関係者 各位

担	岐阜労働局職業安定部職業安定課 需給調整事業室長 青木 寛
当	需給調整事業係長 小山 和義 電話 058-245-1312 FAX 058-245-3105

## 平成27年の労働者派遣法改正から3年を迎えます！

平成30年9月30日で改正法施行から3年を迎えるに当たり、労働者派遣の受入れ企業等（以下「派遣先」という。）の皆様におかれましては、労働者派遣の受入れが適正に行われるよう以下の点についてご留意願います。

### ○受入れ期間制限ルール

#### ①派遣先の「事業所単位」の期間制限

派遣先は、同一の事業所において派遣可能期間（3年）を超えて派遣を受け入れることはできません。なお、3年を超えて派遣を受け入れる場合は派遣可能期間を延長する手続きを適切に行う必要があります。

#### ②派遣労働者の「個人単位」の期間制限

上記①において「事業所単位」の派遣可能期間を延長した場合でも、派遣先の事業所における同一の組織単位で、3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れることはできません。（「無期雇用」及び「60歳以上」などの派遣労働者は対象外です。）

### ○無許可派遣を行う事業主からの受入れ禁止

原則、平成30年9月30日以降、派遣先は、許可を受けていない「(旧)特定労働者派遣事業を行う事業主」から、派遣労働者を継続して受け入れると法違反となります。

### ○労働契約申込みみなし制度

違法に労働者派遣を受け入れた場合、派遣先が、その派遣労働者に対して「労働契約の申込みをした」とみなされる場合があります。

### ○派遣労働者への募集情報の提供

派遣先において、継続して1年以上受け入れている等の派遣労働者に対し、募集情報を提供することが義務付けられています。

## ○雇用安定措置への対応

派遣先においては、派遣労働者の直接雇用に向けて真摯な検討を行うなど、派遣労働者本人の希望に沿った適切な対応をお願いします。

なお、派遣元事業主は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがあり、派遣終了後の継続就業を希望する派遣労働者に対して、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供
- ③ 派遣元での派遣労働者以外としての無期雇用
- ④ その他雇用の安定を図るための措置

これらの点を踏まえ岐阜労働局（局長 稲原 俊浩）では、労働者派遣の受入れについて、遵法意識の向上を図り、適切かつ有効に行われるよう派遣先を対象に

## 「労働者派遣事業適正化研修会（派遣先対象）」

を、以下の2会場で開催します。

### ○開催日時及び会場

#### ① 岐阜会場【定員280名】

- ア 日時 平成30年7月23日（月）  
午後1時30分から午後3時30分まで  
（受付：午後1時から）
- イ 場所 長良川国際会議場（大会議室）  
岐阜市長良福光2695-2  
（電話：058-296-1200）

#### ② 美濃加茂会場【定員100名】

- ア 日時 平成30年7月26日（木）  
午後1時30分から午後3時30分まで  
（受付：午後1時から）
- イ 場所 みのかも文化の森 緑のホール  
美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1  
（電話：0574-28-1110）

### ○研修内容（仮題）

- ① 派遣先事業主の講ずべき措置等について
- ② 労働基準法等関係法令について
- ③ 「働き方改革」の実現に向けて
- ④ 派遣先における男女雇用機会均等法上の留意点等について

<注> 説明内容は変更する場合があります。